中央新幹線環境影響評価準備書に関する意見書

下記のとおり、環境影響評価法第18条により意見書を提出します。

団 体 の 名 称 可児市 代表者の氏名 市長 冨田 成輝 主たる事務所の所在 岐阜県可児市広見1丁目1番地 電 話 番 号 0574-62-1111

記

- ◆事業計画(路線概要、工事計画、自然災害等)について
 - 1. 中央新幹線環境影響評価準備書要約書の8-3-6文化財において、大萱古窯跡群については「適切な構造及び工法等を検討し、採用するとともに必要により調査を実施するなどの措置を講ずることから、指定等文化財への影響は小さいと予想する」としている。

文化財保護法第 128 条には、史跡等の環境保全について、「文化庁長官は史跡等の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な措置を命ずることができる」と規定している。

また、文化庁「史跡等整備の在り方に関する調査研究会」では、平成 13 年 4 月 19 日付けの「史跡等の保存・整備・活用事業の在り方について (報告)」において「文化財は周辺の歴史的・社会的・自然的環境との密接な関わりの中で育まれてきた。周辺の自然環境をも含めた地域空間の全体像を視野に入れつつ、史跡等を含めた個々の文化財を単独のものとしてとらえるのではなく、歴史的・文化的な文脈において相互に関連し合う総体としてとらえる。史跡等の立地や選地もとても重要である」と述べている。

これらは、史跡等の指定地のみならず、周辺環境を重要視し、文化財の本質的価値とともにその空間を保全し、後世に伝えていこうとするものであり、周辺環境との一体的な保護を図ることが史跡等の保護にとって最も望ましいとして、国や県からは、「史跡指定部分だけでなくこれを取り巻く環境や景観も保全すること」との指導を受けている。このような指導に従い、近年全国で、国・県史跡等の周辺の敷地も確保することで、史跡をとりまく環境も一体的に保存し活用する取り組みが行われている。

大萱古窯跡群が存する大萱地区には、国宝の志野茶碗「卯花墻」をはじめ黄瀬戸、瀬戸黒、織部などの世界に誇る名陶を生み出した歴史と文化、ギフチョウやサクライソウ、サンコウチョウなどの希少動植物と日本古来の里山が共存した自然がある。歴史、文化、自然が連綿と受け継がれ守られてきた当地区は、現在においてもそれらが融合し立体的に創り出されている空間であることから、文化財の保全という視点だけでなく、当地区の空間を評価するとともに保全していくことが必要であると考える。

また、当市の「可児市景観計画」においては、より良好な景観形成によるまちづくりを進めており、中央新幹線の換気施設や高架橋などの構造物については、同計画に適合したものとなるよう強く求めるものであるが、同地区については、現在の景観

との調和や自然環境に与える影響は甚大であると考える。

以上のことから、中央新幹線の通過経路において可児市久々利大萱地区を地上部 とし、準備書に記載された環境保全措置では、当地区の特有性を守ることは困難であ り、同地区を地上部で通過する現計画を地下部に変更されることを求める。

2. 大森地区に設置が計画されている非常口について、各影響評価項目について予測・ 評価が実施され、いずれの項目も基準または目標との整合性は図られているとの評価 がされている。

しかし、民家が近接している現計画予定地の位置の選定において必然性を確認することができない。また、予定地には長洞ため池が隣接しており、その機能が損なわれる恐れがある。

以上のことから大森地区に計画されている非常口の計画予定地を、地域住民の住環境への影響がより軽減され、ため池への影響がない箇所へ移動させることを求める。

◆大気環境(騒音)について

環境影響評価準備書要約書の表 8-1-2-18 予測地点において、可児市久々利については、ガイドウエイ中心からの距離を直近の集落までの 150mとしており、8-1-2-21(1) 予測結果で予想値を 75 dBと示している。

- (1)代表地点可児市久々利(大萱地区)では、150mより近い地点にも家屋が点在していることから、150mより短い距離での評価を行うべきであると考える。
- (2)規制基準の評価について、新幹線鉄道騒音にかかる環境基準を引用し、地域類型 II 区域を適用した 75dB を基準値とする根拠は乏しく、岐阜県が同新幹線騒音に 係る環境基準にて指定する地域類型は、当該地域が騒音規制法区分の第2種区域であることから、同基準である 70dB を適用すべきである。

◆人と自然との触れ合いの活動の場について

8-5-2-2(3)東海自然歩道「みたけの森をめぐるみち」における大萱古窯跡群に関する状況認識と予測は、大萱地区が国宝の志野茶碗「卯花墻」をはじめ黄瀬戸、瀬戸黒、織部を生み出した地として現在も陶芸家が点在し作陶活動を行い、人間国宝「荒川豊蔵」の作陶活動の場を活かした「荒川豊蔵資料館」が存することで、美濃桃山陶の聖地として国内はもとより海外からも来訪者があり、重要な人と自然との触れ合いの活動の場であるとの視点に欠け、同地区の特性が反映されていないと考える。

以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場として同地区を調査し環境影響評価を実施されるべきであると考える。